

# 福井県報

号外第43号  
平成21年  
5月7日(木)  
火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

## 目次

(※は、県例規集登載事項)

## 訓令

※福井県行幸啓本部設置規程 (二〇

・人事企画課) ……………1

## 訓令

福井県訓令第20号

庁中一般

各出先機関

福井県行幸啓本部設置規程を次のように定める。

平成21年5月7日

福井県知事 西川 一誠

福井県行幸啓本部設置規程

(設置)

第1条 第60回全国植樹祭(以下「植樹祭」という。)の開催に伴う行幸啓に関する事務を処理するため、福井県行幸啓本部(以下「本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 本部に次に掲げる部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 奏上部
- (3) 消防防災部
- (4) 救護衛生部
- (5) 産業御視察部
- (6) 物産部
- (7) 接伴・植樹祭部
- (8) 工営部
- (9) 教育施設部

2 別表の左欄に掲げる部にそれぞれ同表の中欄に掲げる班を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする

。(本部長、副本部長および本部長)

第3条 本部に本部長および副本部長を置く。

2 前項に規定するもののほか、必要に応じて、本部に本部長を置くことができる。

3 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。

4 本部長は、行幸啓に関する事務を総括する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、行幸啓に関する事務を掌理する。

6 本部長は、本部長の命を受けて、特に命じられた事務を処理する。

7 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代行する。

8 本部長および副本部長に事故があるときは、総務部長がその職務を代行する。

(部長、副本部長および部員)

第4条 部に部長および副本部長を置く。

2 前項に規定するもののほか、必要に応じて、部に部員を置くことができる。

3 部長、副本部長および部員は、本部長が任命し、または委嘱する。

4 部長は、上司の命を受けて、部の事務を掌理する。

5 副本部長は、部長を補佐し、部の事務を処理する。

6 部員は、部長の命を受けて、特に命じられた事務を処理する。

7 部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代行する。

(班長および班員)

第5条 班に班長および班員を置く。

2 班長は、本部長が任命し、または委嘱する。

3 班員は、本部長が指名し、または委嘱する。

る。

4 班長は、上司の命を受けて、班の事務を掌理する。

5 班員は、班長の命を受けて、班の事務に従事する。

6 班長に事故があるときは、あらかじめ班長が指名する班員が、その職務を代行する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、行幸啓に関する事務の処理に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

1 この訓令は、平成21年5月7日から施行する。

2 この訓令は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第2条関係)

部名	班名	所掌事務
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行幸啓事務の総括に関すること。</li> <li>2 御日程に関すること。</li> <li>3 宮内庁、県警察本部その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 お泊所、御会食所、御視察所、御休所および非常お立退き所の選定に関すること。</li> <li>5 自動車お列および列外車の編成に関すること。</li> <li>6 行幸啓関係者（報道関係者を除く。）の配宿に関すること。</li> <li>7 献上品に関すること。</li> <li>8 行幸啓関係予算の調整および執行の総合調整に関すること。</li> <li>9 行幸啓関係文書および資料の収集および保存に関すること。</li> <li>10 他部班との連絡調整に関すること。</li> <li>11 他部班の所管に属しないこと。</li> </ol>
	広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取材位置の選定、報道関係者の誘導、整理その他報道活動の総合企画に関すること。</li> <li>2 報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>3 報道関係者の接遇（食事等を含む。）および宿泊に関すること。</li> <li>4 記者会見（記者会見資料の作成を含む。）に関すること。</li> <li>5 写真その他記録の収集および整理に関すること。</li> <li>6 記念誌、献上アルバム等の編さんに関すること。</li> <li>7 その他広報に関すること。</li> </ol>
	車両班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 御料車に関すること。</li> <li>2 宮内庁技官（運転手）との連絡調整に関すること。</li> <li>3 お列自動車の配備および運行に関すること。</li> <li>4 車両の調達、配車および整備に関すること。</li> <li>5 その他車両に関すること。</li> </ol>

	奉送迎班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別奉送迎者に関すること。</li> <li>2 一般奉送迎者に関すること。</li> <li>3 手旗（国旗）の作成および配布に関すること。</li> <li>4 一般奉送迎者数の集計に関すること。</li> <li>5 奉送迎に係る市町等関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>6 その他奉送迎に関すること。</li> </ol>	
	奏上部	奏上班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県勢概要の御説明に関すること。</li> <li>2 御進講に関すること。</li> <li>3 拝謁に関すること。</li> <li>4 その他県勢御説明に関すること。</li> </ol>
		交通輸送班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国土交通省、航空会社、空港会社、鉄道会社その他交通関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 御利用航空機およびお召列車の運行に関すること。</li> <li>3 空港および駅舎における御休所等に関すること。</li> <li>4 その他交通輸送に関すること。（他班の担当に属する事務を除く。）</li> </ol>
		東京連絡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宮内庁および総務班との連絡調整に関すること。</li> <li>2 東京におけるお見送りおよびお出迎えに関すること。</li> </ol>
	消防防災部	消防防災班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 お泊所、御会食所、御視察所および御休所（以下「お泊所等」という。）における防火および防災に関すること。</li> <li>2 お泊所等における電気、ガスその他の危険物の保全に関すること。</li> <li>3 非常お立退き所の整備に関すること。</li> <li>4 緊急退避に関すること。</li> <li>5 気象情報に関すること。</li> </ol>
	救護衛生部	救護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護および救急に関すること。</li> <li>2 医療機関等との連絡調整に関すること。</li> </ol>
		予防班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 お泊所等の防疫および従業員等の健康管理に関すること。</li> <li>2 行幸啓関係者の衛生管理に関すること。</li> </ol>

	衛生班	お泊所等における食品衛生および環境衛生に関すること。
	福祉施設御視察班	<ol style="list-style-type: none"> <li>福祉施設（以下この項において「御視察所」という。）の御視察の企画に関すること。</li> <li>御視察所における御先導、ごあいさつおよび御説明に関すること。</li> <li>御視察所の整備に関すること。</li> <li>御視察所における御休所に関すること。</li> <li>御視察所における接遇に関すること。</li> <li>御視察所の施設敷地内における一般奉送迎者および御視察所職員の奉送迎の整理に関すること。</li> <li>御視察所の施設管理者その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>その他御視察所における御視察に関すること。</li> </ol>
産業御視察部	産業施設御視察班	<ol style="list-style-type: none"> <li>産業施設（以下この項において「御視察所」という。）の御視察の企画に関すること。</li> <li>御視察所における御先導、ごあいさつおよび御説明に関すること。</li> <li>御視察所の整備に関すること。</li> <li>御視察所における御休所に関すること。</li> <li>御視察所における接遇に関すること。</li> <li>御視察所の施設敷地内における一般奉送迎者および御視察所職員の奉送迎の整理に関すること。</li> <li>御視察所の施設管理者その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>その他御視察所における御視察に関すること。</li> </ol>
物産部	物産班	<ol style="list-style-type: none"> <li>物産展示品の選定および御説明書等の作成に関すること。</li> <li>物産展示品に係る関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>物産展示会場の設営および運営に関すること。</li> <li>お買上げ品に関すること。</li> </ol>

	接伴・植樹祭部	接伴班	<ol style="list-style-type: none"> <li>お泊所に関すること。</li> <li>御会食所に関すること。</li> <li>お食事およびお茶菓子に関すること。</li> <li>お荷物の輸送、保管等に関すること。</li> <li>供奉員、随従員等の宿泊および食事に関すること。</li> <li>記帳に関すること。</li> <li>その他接伴に関すること。</li> </ol>
		植樹祭班	<ol style="list-style-type: none"> <li>植樹祭の御臨席に関すること。</li> <li>植樹祭会場における奉送迎に関すること。</li> <li>植樹祭会場における御先導、御説明等に関すること。</li> <li>植樹祭会場における接遇に関すること。</li> <li>植樹祭会場におけるお列自動車等の駐車に関すること。</li> <li>植樹祭に係る御休所に関すること。</li> <li>入賞作品御覧に関すること。</li> <li>農林水産省、社団法人国土緑化推進機構その他関係機関との調整に関すること。</li> <li>その他植樹祭に関すること。</li> </ol>
		農林水産施設御視察班	<ol style="list-style-type: none"> <li>農林水産施設（以下この項において「御視察所」という。）の御視察の企画に関すること。</li> <li>御視察所における御先導、ごあいさつおよび御説明に関すること。</li> <li>御視察所の整備に関すること。</li> <li>御視察所における御休所に関すること。</li> <li>御視察所における接遇に関すること。</li> <li>御視察所の施設敷地内における一般奉送迎者および御視察所職員の奉送迎の整理に関すること。</li> <li>御視察所の施設管理者その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>その他御視察所における御視察に関すること。</li> </ol>
	工営部	駐車場班	<ol style="list-style-type: none"> <li>駐車場に関すること。</li> </ol>
		道路班	<ol style="list-style-type: none"> <li>道路、橋りょう等の整備および沿道の美化に関すること。</li> </ol>

	営繕班	2 道路標識、交通安全施設等の整備に関する こと。
教育施設部	教育施設班	県有施設の営繕に関すること。 1 お立寄り施設における御先導、ごあいさつお よび御説明に関すること。 2 お立寄り施設の整備に関すること。 3 お立寄り施設における御休所に関すること。 4 お立寄り施設における接遇に関すること。 5 お立寄り施設敷地内における一般奉送迎者お よびお立寄り施設職員の奉送迎の整理に関する こと。 6 お立寄り施設の管理者その他関係機関との連 絡調整に関すること。 7 お立寄り施設における御視察の企画に関する こと。 8 その他お立寄り施設に関すること。

平成二十一年五月七日印  
平成二十一年五月七日発

刷 行

発行人  
印刷人

〒九一〇一八五八〇  
〒九一〇一〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一号  
福井県福井市西開発三丁目七一五

福井県  
白崎印刷(株)

☎六三〇〇